

自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 平成29年11月27日～28日
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内10箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

昼又は夜間の環境基準超過は2地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果 (点的評価) (単位：デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車 線 数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
磐越自動車道	郡山市日和田町高倉新田 11-3	調整区域	—	4	54 (70)	49 (65)
旧国道4号線 (郡山停車場線)	郡山市安積三丁目 32	近隣商業地域	C	4	★73 (70)	★68 (65)
旧国道4号線 (郡山停車場線)	郡山市図景一丁目 9	準工業地域	C	4	70 (70)	65 (65)
旧国道4号線 (郡山停車場線)	郡山市堤下町 12-7	商業地域	C	5	69 (70)	64 (65)
旧国道4号線 (国道288号線)	郡山市富久山町久保田愛宕 86	第二種住居地域	B	3	★75 (70)	★69 (65)
須賀川二本松線	郡山市笹川一丁目 5-8	第一種住居地域	B	2	70 (70)	65 (65)
須賀川二本松線	郡山市小原田四丁目 13	近隣商業地域	C	2	64 (70)	57 (65)
須賀川二本松線	郡山市富久山町福原泉崎 181-1	第一種住居地域	B	2	67 (70)	63 (65)
安積成田線	郡山市安積二丁目 335	第一種住居地域	B	4	64 (70)	57 (65)
昭和二丁目 八山田線	郡山市富久山町八山田東平作 10-105	第二種住居地域	B	4	70 (70)	64 (65)

(注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。